

## 令和5年度第3回平塚市入札監視委員会会議録

開催日時	令和6年3月14日(木)午後2時00分～午後3時15分
開催場所	平塚市役所 本館5階 入札室
出席委員	大谷 孝徳 委員長 梶田 佳孝 委員 小澤 敦史 委員
事務局	契約検査課、建築住宅課、道路整備課、福祉総務課
傍聴者	なし

開会 大谷委員長の進行で開会する。

### 議題1 入札・契約手続の運用状況報告

発注工事総括表及び発注一覧表について

【事務局より、現時点での指名停止の状況や、総務部契約検査課において手続きを行ったすべての入札及び随意契約のうち、令和5年10月2日から令和5年12月15日までに入札公告が行われた案件及び令和4年度に平塚市で執行された契約金額1千万円以上の物品・委託の案件について、契約金額、落札率などを説明した。】

**委員**：令和5年度一般競争入札発注基準は前回から変わっていないか。

**事務局**：変わっていない。基本的には、当該年度の発注見通しを基に、1年に1回見直しを行っている。次回の定例会の際に、新しい令和6年度の発注基準をお示しする。

発注基準は、市内優先発注の考え方を基に、発注案件の規模に偏りがなく、受注者に均等な機会が与えられるように配慮して設定しているところである。

**委員長**：質問がなければ議題2に移りたいと思います。

---

### 議題2 抽出案件の審議

**委員長**：それでは今回の抽出をされた柴田委員に代わり、事務局より抽出理由を説明願います。

**事務局**：（審議案件抽出理由説明書のとおり）

---

#### (1) 防災行政無線子局第50(県営横内団地)受信局撤去工事

抽出理由：失格が多いため。参加者のうち3社も、最低制限価格よりこれだけ大きな金額の差を出した理由。

**委員長**：それでは案件の審議に入ります。審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【建築住宅課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過について説明】

**委員**：事前に見積りを3者から徴取したとのことだが、設計金額はどのように設定したのか。

**事務局**：平塚市では国土交通省が出している積算基準を準用しており、この基準の中では、ヒアリング等を行い実勢を考慮しつつ、一番安い見積りを採用することを基本としている。そのような中で、今回は3者から見積りを徴取し、調査、ヒアリングを行った。その結果、一番安かった会社については、調査・検討が不十分と判断したため、見積りはいただいたが、採用を見送ったという経緯がある。一方、2番目に安かった会社の見積りについては信頼性があったため、これを最安値として採用したところである。

**委員**：設計金額の設定は見積りによって変わるのか。

**事務局**：解体工事は、建物を建てる案件のように細目全てに国土交通省の基準単価があり、それを機械的に積み上げていけばおおよその金額が出るという案件ではない。また、見積り依頼は無料でやっていただいているものなので、例えば、見積りを出すにあたっての数量の捉え方なども、業者が大まかに捉えていると金額がぶれてしまう。そういったところが、解体工事の場合は、表面化しやすいと考える。  
見積りを依頼する際は、図面や数量を提示した上で行うが、会社にとっては手間がかかるため、毎回同じ会社ではなく、いろいろな会社からいただいている。そのような中で、見積金額が高い時もあれば安い時もある。解体工事の場合は（経費を含めて全て見積りにより設計金額を算出するため）、そういったばらつきが出てしまう傾向があると感じている。

**委員**：今回、取得した見積りに信憑性の欠けるものがあったとのことだが、そのような会社に再度見積りを依頼することはあるのか。

**事務局**：今回は、ヒアリングをした結果、少し積算に甘いところがあったように感じたため、採用を見送った。平塚市としては、このヒアリングを踏まえて掛け率を考える。掛け率は業者に公表しないので、業者が、市が見込んだ掛け率以上に頑張ってもらった結果、最低制限価格を下回ってしまった可能性もある。1回見積りをもらった会社が失格になったからといって、もうその会社から見積りをとらないという対応はしない。

**委員長**：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

---

## (2) 土屋72号線改良工事

抽出理由：辞退者が多いため。

**委員長**：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【道路整備課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過を説明】

**委員**：業者の積算が容易な案件なのか。

**事務局**：公表されている単価があるため、それを積み上げることで積算が可能である。

**委員**：辞退者が多いのは時期が影響しているのか。

**事務局**：そのとおりである。

**委員長**：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

---

(3) 道路補修工事その6(東八幡1号線ほか22路線)

**抽出理由**：辞退者が多く、くじ引きにより落札者を決めているため、その経緯を確認したい。

**委員長**：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【道路整備課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過を説明】

**委員**：この案件と案件番号073が同日公告とのことだが、この案件を落札した業者は073の開札において無効となったということか。

**事務局**：073も抽選となったため、この案件の落札者は無効扱いとなった。

**委員**：工事が広範囲に渡っているが、同時に始めるのではなく、それぞれ施工していくのか。

**事務局**：同時に始めると交通規制等の関係で近隣に迷惑が掛かるため、エリアごとに順番に施工していく。

**委員**：概算数量発注方式は、契約検査課が行う案件すべてに適用されるのか。

**事務局**：すべてではない。主に舗装工事などに適用する。

概算数量発注方式は、発注の際、現地に測量に行き、道路の幅員や延長を確認して設計を行うが、落札業者が再度精査を行い、増減があれば、その数量に対して設計変更を行うというものである。このようなことから、舗装工事が適していると考えている。

**委員**：現状は試行とのことだが、今後この方式でやっていくのか。

**事務局**：業務の軽減につながるので、舗装工事などの場合はできる限り活用していきたいと考えている。

**委員**：簡易舗装と透水性舗装ではやり方が違うと思うがそのあたりはどうか。

**事務局**：現地に行けば、簡易舗装か透水性舗装かはわかる。単価も異なるので、そこは確認してしっかりと分けて発注を行っている。

**委員**：場所によっては、透水性舗装ではなく簡易舗装でも十分なのか。

**事務局**：透水性舗装は水が浸透するため、水溜りがなくなり良いのだが、粒が大きいので、維持管理が大変な面がある。その辺りは状況に合わせて使い分けている。

**委員**：資料に「概算数量を用いて積算した工種については変更協議により工事着手前に数量を確定し」とあるが、これはどういうことか。

**事務局**：例えば市が1000平米の面積で発注する。その後、受注者が現地確認を行い、980平米の面積と出たとする。この辺りの誤差は概算設計のため出る可能性はある。これについて、変更協議の上、契約変更を行うという流れである。

**委員**：概算数量発注方式を適用していて、3者が同価ということだが、今後もこの方式を使うと同価になるのか、たまたま同価になっただけなのか。

**事務局**：概算数量発注方式だから同価になるということではない。積算自体は他の工事と同じように行っているの、公表単価や市が作成している最低制限価格シート等を活用すれば正確な設計金額は算出できる。平塚市が業者に示している数量が概算であるだけなので、同価になるのは必然であると考え。

**委員長**：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

---

(4) 平塚市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業 業務委託

抽出理由：落札率が、780.21%と高いため随意契約にした経緯、緊急性の確認をしたい。

**委員長**：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【福祉総務課から業務の概要を説明】

【契約検査課から随意契約の経過を説明】

**委員**：なぜ、契約を10月末までで一旦終わらせ、その後すぐに再契約をしているのか。

**事務局**：本来であれば、議決を経て予算を確保し契約を行いたいところだが、国からの情報が出たのが、10月の初旬でかつ年内に給付するというスケジュールだったため、予備費で対応するか、先決で対応するか検討を行った。先決の場合、平塚市としては、他の事業と併せて10月末のタイミングで行うという政策的な判断が為されたため、これでは、年内の給付が間に合わないとして、事業を先行して進めるため、予備費により予算を確保した。このような財政上の理由があったというのが正直なところである。

**委員**：システムが固まっているため、この業者に頼まざるを得ないのか。

**事務局**：「迅速に」という制約がなければ、入札を行い、さらに効率的なやり方ができる業者があるのか考えたいところだが、報道が先行し、年内に給付されるといった情報が流れてしまう面もあり、入札を行う時間が取れない現状がある。国も早さを優先してほしいとしている。

**委員**：当初契約と変更契約で対象想定件数が異なっている。

**事務局**：予算の段階では、概ね30,000世帯を見込んでいた。その後、データを抽出した結果、27,000を少し下回るくらいの世帯が対象になっている。転入、転出を加味しながら算出するため、1回で正確な対象者数を出すことは難しい。精査する中で、対象者数は変わっていくものになる。

**委員**：給付費は5万円か、10万円か。

**事務局**：その時々によって給付費は変わるが、今回抽出された案件については5万円の給付費となっている。

**委員**：当初契約の際も見積りを徴取しているのか。

**事務局**：そのとおりである。

**委員**：全国的な事業だが、他市と比べてこの契約金額は妥当なのか。

**事務局**：近隣市町村にも聞き取りは行っており、概ね同じような金額であった。事務比率は給付費によって大きく変わるが、今回は5万円と単価が低いため、15億円を給付するのに1億円程度掛かっており、効率は悪い状況である。しかし、来年度6月以降に予定されている給付については、国がシステムを整備する予定となっている。契約金額1億円のうち半分以上は人件費となっており、これは今後も掛かってきてしまうが、国のシステムをうまく利用できれば、給付システムを組み上げるための経費がなくなるかもしれない。

**委員**：再委託先に関する条件はあるのか。どこを再委託先とするかは契約相手次第なのか。

**事務局**：委託条件としては、適切にできることというものしかない。今回の契約相手と再委託先の関係は、過去の契約においても変わっていないが、これまで不具合が起きたことはなく、適切に業務を遂行できているため、特段抑止する必要がなかった。

**委員**：トッパン・フォームズ(株)は他の自治体でも業務を請け負っているのか。

**事務局**：いくつか請け負っていると聞いている。

**委員**：今回は39条ただし書き2号を適用して1者随契をしているということだが、要件が「その者でなければ契約の目的を達成できず、又はその者と契約しなければ不利となることが客観的に認められる場合」とある。たくさんの業者がいる中で、この号に該当すると証明するのは難しいことと思われる。今後は、この要件に該当することがわかる説明資料を準備した方が良い。

**事務局**：今回の案件内容では、緊急性や、価格面などの有利性から39条の他の号を適用することもできたように感じるが、担当課で精査の上、2号を適用している。

**委員長**：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

---

### 議題3 その他

**委員長**：その他に何かありましたらお願いします。

契約検査課からの報告は下記のとおり

- ・ 次回定例会の日程調整の依頼
- ・ 次回抽出委員の確認

**委員長**：それでは以上で本日の審議を終了といたします。

**契約検査課長**：ご意見ありがとうございました。

以上  
(午後3時20分閉会)